

# 九十九里町商工会・著作権所有のイメージキャラクター くくりんデザイン等の使用に関する要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、九十九里町商工会（以下「商工会」という。）が著作権を有する、イメージキャラクターくくりん『本名ウェーブキャット・くじゅうくりん・クリスティーにゃ』（以下「くくりん」という。）』のデザイン等（くくりんデザインおよびくくりんロゴ）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において「デザイン等」とは、別に定めるくくりんデザイン等使用要領に規定するデザイン及びロゴをいう。

## (使用許諾の申請)

第3条 デザイン等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ商工会イメージキャラクターデザイン等使用許諾申請書（様式第1号）に必要書類を添えて商工会長へ申請し、その許諾を受けなければならない。

ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
  - (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用するとき。
  - (3) 報道関係機関以外の機関紙、地方広報紙等で、商工会長がその使用目的を前号に準ずるものと認めるとき。
  - (4) 九十九里町又は九十九里町教育委員会の後援又は共催の承諾を受けた事業に係るとき。
  - (5) その他商工会長が認めるとき。
- 2 前項の申請に要する費用は、申請者が負担するものとする。
- 3 第1項の申請は、一つの商品及び景品等（以下「物品」という。）につき1申請とする。

(使用許諾審査)

第4条 商工会長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、使用を許諾するときは、商工会イメージキャラクターデザイン等使用許諾書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

2 商工会長は、前項の規定により許諾する場合において、条件を付することができる。

3 デザイン等の使用が次のいずれかに該当するときは、商工会長はこれを許諾しない。この場合において、商工会長は九十九里町イメージキャラクターデザイン等使用不許諾通知書(様式第3号)を申請者に交付するものとする。

- (1) 商工会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれのあるとき。
- (2) 特定の政治、宗教又は選挙の活動に利用されるおそれのあるとき。
- (3) 特定の個人又は団体を商工会が公認しているような誤解を与え、又は売名に利用されるおそれのあるとき。
- (4) 不当な利益を得るために利用されるおそれのあるとき。
- (5) 商工会の事業又は商工会の認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがあるとき。
- (6) デザイン等を正しい使用方法に従って使用しないおそれがあるとき。
- (7) 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (8) その他許諾することが不適當と認められるとき。

(契約及び使用期間)

第5条 申請者は、前条第1項の規定による許諾を受けた後、九十九里町商工会イメージキャラクターデザイン等使用許諾契約書(様式第4号)により商工会長と契約を締結しなければならない。

2 デザイン等の使用期間は、契約を締結した日から3年間とする。ただし、必要に応じて使用期間を短縮することができる。

3 前項の使用期間終了後、引き続きデザイン等を使用しようとする者は、改めて第3条の申請を行い、商工会長の許諾を受けなければならない。

### (契約の解除)

第6条 商工会長は、デザイン等を使用する者（以下「使用者」という。）が、次のいずれかに該当する場合は、第4条第1項の使用許諾を取り消し、及び前条第1項の契約を解除することができる。

- (1) この要綱ならびに、くくりんデザイン等使用要領に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の行為により許諾を受けたとき。
- (3) 第4条第2項の条件に違反したとき。
- (4) 使用の許諾後、第4条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (5) 第9条第3項及び第10条第4項の是正の求めに応じないとき。
- (6) その他商工会長が使用許諾を取り消し、及び契約を解除することが適当と認めるとき。

2 前項の規定による使用許諾の取消し及び契約の解除に伴い、デザイン等を使用する物品の回収等の必要が生じたときは、当該回収等に要する費用等は、使用者の負担とする。

3 商工会長は、第1項の規定による使用許諾の取消し及び契約の解除により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

### (使用料)

第7条 デザイン等の使用は、有償とする。

- 2 デザイン等の使用料は、1申請当たり年額3,000円（税込）とする。
- 3 使用者は、商工会が発行する納入通知書により、契約日から30日以内に使用料を支払うものとする。
- 4 前項の規定により納入された使用料は、理由のいかんを問わず、これを返戻しない。

(使用料の免除)

第8条 次のいずれかに該当するときは、デザイン等の使用料を免除することができる。

- (1) 公益上の観点から商工会長が使用料を免除することが適当であると認めるとき。
- (2) 第4条第1項の規定による許諾を受けた商品について、当該商品に関連した広告及び宣伝に使用するとき。

(デザイン等の適正使用及び著作権の表示)

第9条 使用者は、デザイン等の使用に関してこの要綱ならびに、くくりんデザイン等使用要領を遵守し、デザイン等のイメージ、信用性等を損なうことがないよう適正に使用するとともに、物品の安全性及び品質についても十分な配慮をしなければならない。

- 2 使用者は、物品に関して農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他各種法令を遵守しなければならない。
- 3 商工会長は、使用者のデザイン等の使用方法がデザイン等のイメージ若しくは信用性を損なうおそれがあるとき又はJAS法、景品表示法、食品衛生法その他各種法令に違反するおそれがあるときは、使用者に対し、使用方法の是正を求めることができる。
- 4 使用者は、物品又はそのパッケージ及び当該物品の広告物等に付されたデザイン等の横その他の適切な位置に、商工会長が指定する方法により著作権表示をしなければならない。

(同一性の保持等)

第10条 使用者は、物品の意匠について、別に定めるくくりんデザイン等使用要領に従うものとし、本来の意匠との同一性を損なわないようにしなければならない。

- 2 使用者は、デザイン等の使用に関して、商工会の信用を損なうことがないようにしなければならない。
- 3 使用者は、デザイン等を使用する物品が、商工会が製造又は販売する物品であると誤認されるおそれがないように必要な措置を行わなければならない。
- 4 デザイン等を使用する物品が、商工会が製造又は販売する物品であると誤認されるおそれがあると商工会長が認める場合は、商工会長は、使用者に対し、デザイン等の使用方法の是正を求めることができる。

(権利設定の禁止)

第11条 使用者は、デザイン等について、知的財産に関する一切の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、許諾によって生ずる権利又は義務を第三者に貸与し、譲渡し又は承継させてはならない。

(許諾内容の変更)

第13条 使用者が使用許諾を受けた内容について変更しようとする場合は、あらかじめ九十九里町商工会イメージキャラクターデザイン等使用変更許諾申請書(様式第5号)を商工会長に提出し許諾を受けなければならない。

(紛争の解決)

第14条 使用者は、第5条の契約に基づく使用に関して、第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任と費用負担において解決するものとし、商工会は一切の責任又は負担を負わない。

(物品に対する責任)

第15条 使用者の物品の安全性、品質等については、すべて使用者が責任を負い、商工会は一切の責任又は負担を負わない。

(製造の委託における管理監督責任)

第16条 使用者は、物品の製造を第三者に委託しようとする場合は、受託者がこの要綱ならびに、くくりんデザイン等使用要領の規定に違反することがないように管理監督責任を負わなければならない。

2 受託者の違反行為により商工会が損害を受けた場合は、使用者がその損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第17条 使用者の物品の構造上、製造上その他の瑕疵により第三者が損害を受け、その結果、商工会が当該第三者に対する損害賠償、訴訟費用その他の費用を支出した場合は、使用者は、商工会に対して、直ちにその費用を弁償しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、商工会長が別に定める。

## 附 則

(実施の時期)

この要綱は、平成27年11月5日から実施する。

## 九十九里町商工会・著作権所有のイメージキャラクター くくりん デザイン等 使用要領

### 九十九里町公認イメージキャラクター くくりん プロフィール



生まれも 育ちも 九十九里町。  
甘えんぼうで 人なつっこい

おじいちゃんは伝説のにゃーふぁー(ねこのサーファー)。

いわしを食べては ニコニコしている。  
ちなみにサーフィン はじめたばかり。

誕生日 9月9日

性別・年齢 不明

好きな食べ物 いわし・はまぐり・にゃがらみ

本名 「ウェーブキャット・くじゅうくりん・クリスティーにゃ」

愛称 「くくりん」

くくりん

キャラクターの外見が正統派なので、名前はインパクト重視で

「ウェーブキャット」は見たままの外見で波と猫であり、  
「くじゅうくりん」は町名とビーチを綺麗にする事から、  
「クリスティーにゃ」はゆるさを表現したことと、

九十九里音頭の「うちのとなりはアメリカ・ハワイ……」という世界観、

そして九十九里町のひびきに近い「クリ」と  
「にゃ」という猫のひびきを足したものです。

更に集計結果が子供に人気があったので、長い名前に対して  
愛称が必要で、「短く、読みやすく、言いやすい」を考慮し

「くくりん」にしました。

名前を「くくりん」にしてしまうと、昨今のゆるキャラブーム  
の中ではありきたりすぎる為。

九十九里町商工会イメージキャラクター「くくりん」は、承認を受ければどなたでも使用することができます。

使用を希望される方は、下記の手続きに従い申請を行ってください。

九十九里町商工会イメージキャラクター「くくりん」の使用は、原則すべて有償となります。

デザイン使用料	1申請当たり 3,000円 (年額)
---------	--------------------

ただし、個人的な利用（名刺やPC・携帯待受けなど）のほか、営利を目的とせず、公益的でかつ九十九里町の知名度向上が期待できると九十九里町商工会長が認める場合は使用料を免除することができます。

ご使用の際は、九十九里町商工会までお問い合わせください。  
ご使用方法・形態などについて、事前に確認させていただく場合があります。



使用可能デザイン



logo.jpg



face3.jpg



face4.jpg



face5.jpg



side.jpg



style0.jpg



style1.jpg



140206kukurin1.jpg



style2.jpg



style3.jpg



back.jpg



style4.jpg



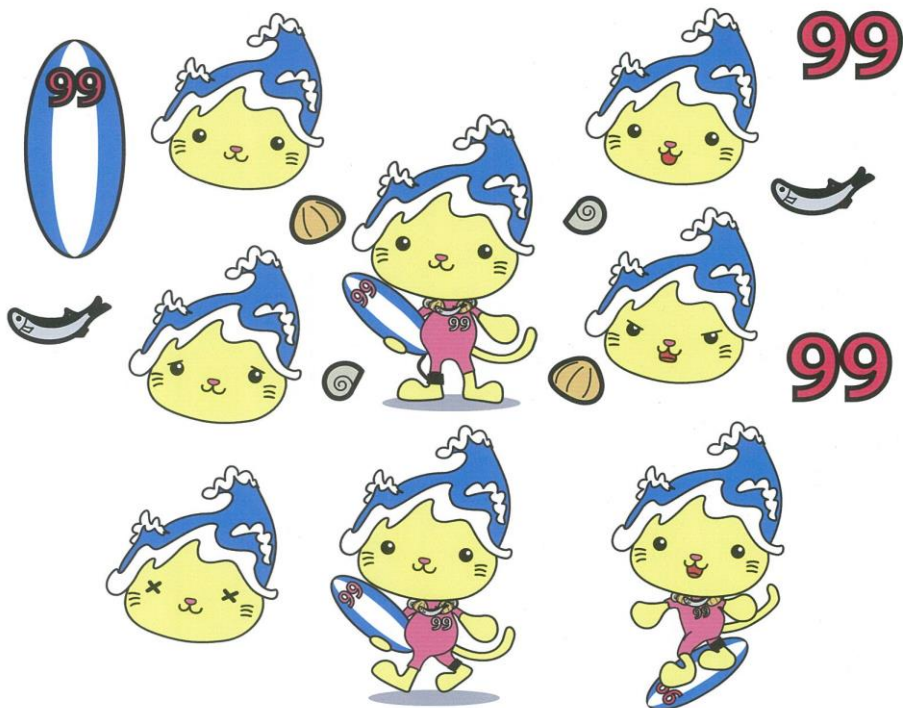
face1.jpg



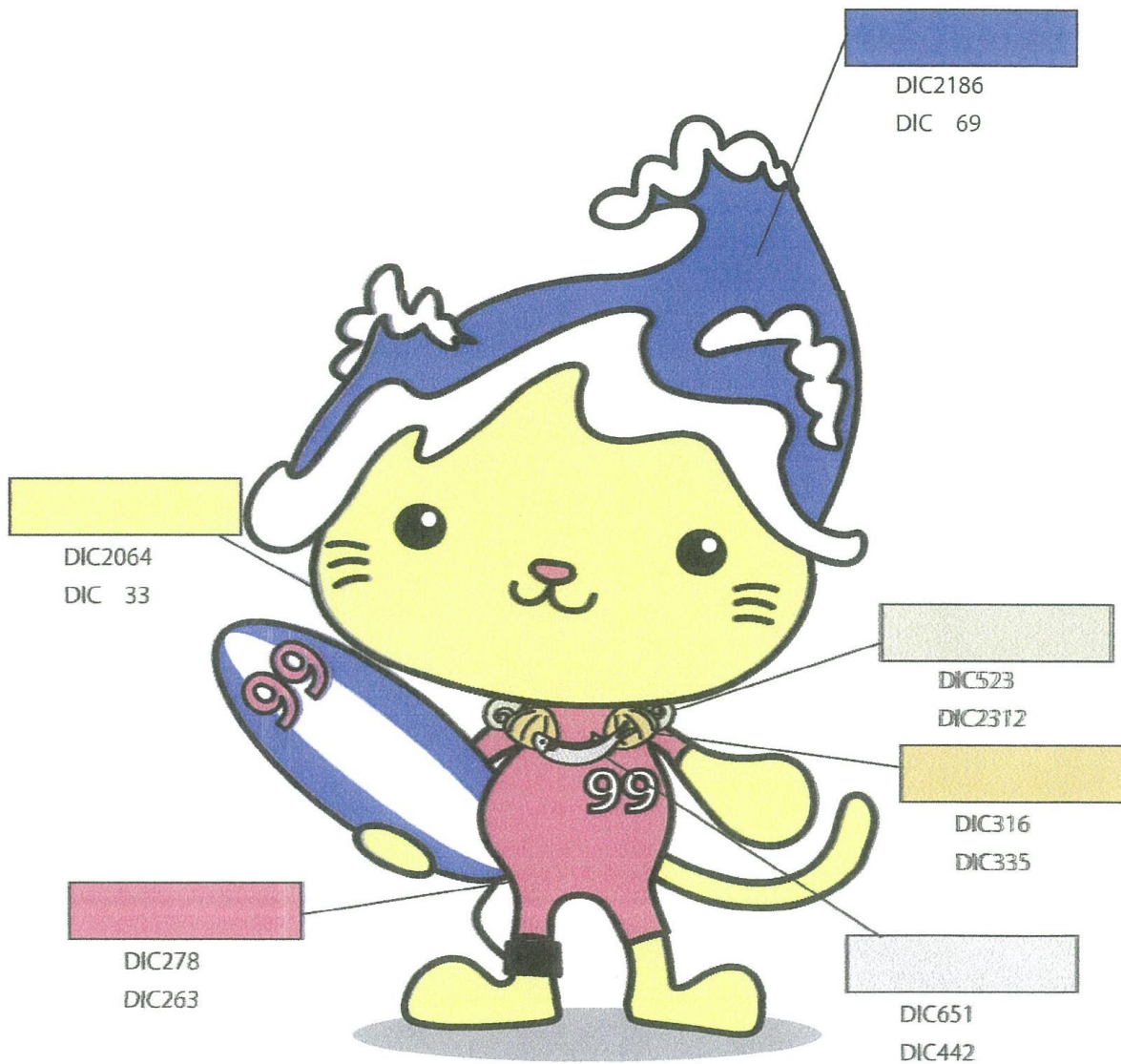
style5.jpg



face2.jpg



## 色指定



その他、デザイン等の使用について、不明の点がありましたら、九十九里町商工会（電話0475-76-4165）までお問い合わせください。